

明細書発行体制等加算に関するお知らせ

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

この明細書の発行等について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している旨、地方厚生局長等に届け出を行っておりますため、受診した患者に対し、明細書発行体制等加算として再診料に1点を加算しております。

明細書が不要な場合でも同様に算定させていただきます。

きしろメンタルクリニック
院長